

令和3年度第10回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和4年1月18日

場所 十和田市役所別館4階大会議室

令和3年度第10回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室

2. 開 会 日 時 令和4年1月18日(火) 午後2時08分

3. 閉 会 日 時 令和4年1月18日(火) 午後2時58分

4. 出席農業委員(15名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
4番	立崎和寿君	5番	山田利昭君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(3名)

3番	芋田一弘君	6番	小笠原秋彦君
15番	野崎さち子君		

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

三本木地区	山端敏行君	深持地区	沢目勝弘君
藤坂地区	松田賢志君		

8. 会議に付した案件

- 報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第42号 農地の転用事実に関する照会について
議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第48号 公売買受適格者の証明について
議案第49号 贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について
議案第50号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第51号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第52号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第54号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第55号 十和田市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について

9. 議事録署名委員

1番 米田拓実君 18番 山崎誠一君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	東浩治
事務局主査	佐々木徳幸		
農林畜産課水田政策係長	戸間替崇	農林畜産課主事	長谷地涼介

11. 書 記

事務局主査 東浩治

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、3番 芋田 一弘 委員、6番 小笠原秋彦 委員、15番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年1月7日に告示招集いたしました、令和3年度第10回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。1番 米田 拓実 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）なお本日は、議案第55号の補足説明者として、市農林畜産課水田政策係長の戸間替 崇 君及び主事の長谷地 涼介 君、以上2名が出席しております。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第40号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）1ページをお願いいたします。報告第40号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は、2ページから4ページです。まず、農地法と農業経営基盤強化促進法によるものが、2ページから3ページの、合計9件17筆36,105平方メートルです。基盤法によるものは申請番号55番で、その他は農地法によるものです。今後の意向につきましては、48番は農地法第5条転用

申請があり、今回議案として上程されております。49番と50番は、受け手を変更して農地中間管理機構による賃借権設定の予定です。51番は、受け手を変更して基盤法による売買の予定で、今回議案として上程されております。52番は別人と売買の予定で、今回農地法第3条所有権移転の議案として上程されております。53番と54番は、今後別人と売買の予定です。55番は、遺贈による農地法第3条所有権移転の議案として、今回上程されております。56番は、今後別人と貸借の予定です。次に4ページです。農地中間管理事業によるものが、合計4件8筆25,495平方メートルです。今後の意向につきましては、21番は賃貸借であったものを一旦解約し、同一人物と使用貸借へ切り替える予定です。22番は自ら耕作の予定で、こちらは協力金返還の対象となります。23番は、農地中間管理機構で受け手を変更して貸付の予定です。24番は21番と同じく、賃貸借であったものを一旦解約し、同一人物と使用貸借へ切り替える予定となっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）5ページをお願いします。報告第41号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、6ページから12ページです。今回は、合計17件123筆284,110平方メートルです。取得事由は、全て相続によるものです。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。届出内容について、補足してご説明いたします。10ページの、申請番号139番につきましては持分3分の1を、申請番号141番の下段につきましては、持分2分の1を相続するものです。今回はあっせんの希望はございません。なお、現況宅地など農地以外の用途になっているものは、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）13ページをお願いいたします。報告第42号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。14ページです。今回の照会は、合計2件2筆699平方メートルです。現地調査は1月7日に実施し、法務局へは1月11日付けで回答しております。55番は、大学通りのみちのく温泉から北に約60メートルの地点です。申請地には、平成5年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。56番は、旧滝沢小学校から北東に約700メートルの地点です。申請地には、平成5年建築の倉庫が建っております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、小田班長、山田委員、力石委員の3名です。令和4年1月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第47号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）15ページをお願いいたします。議案第47号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、16ページから19ページです。先ほど報告第40号でご報告しました、合意解約後の権利設定に係る案件は、16ページ所有権移転の申請番号82番、相坂字白上の農地と申請番号87番です。なお87番の遺贈については、遺言公正証書に基づき、譲受人に所有権を移転するものです。この譲受人は、法定相続人以外の者であることから、農地法第3条が適用となり許可が必要となる案件となります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。10番 小田 正喜 委員お願いいたします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計9件で、このうち所有権移転7件、賃借権設定2件となっています。所有権移転は、16ページの申請番号81番から17ページの申請番号85番までが、相手方要望による売買、17ページの申請番号86番は姉から弟へ贈与です。18ページの申請番号87番は、遺言公正証書により姪へ遺贈するものです。賃借権設定は、19ページの申請番号29番、30番が労力不足によるものとなっております。今回の申請の許可要件についてですが、お手元の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、申請番号81番は、譲受人が市外に農地法第32条第1項第1号又は第2号に該当する農地、いわゆる遊休農地を有しているため、全ての農地を効率的に利用して耕作しているとは認められません。なお、申請番号81番以外は、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。また、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されておりました。以上から、申請番号81番以外は許可すべきものと認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。14番。

農業委員（竹浦寿広君）14番、竹浦です。81番以外を認めるということで、81番は認められないということですが、その認めない後の_____さんへの連絡とかというのはありますか。

議長（杉山秀明君）事務局。

事務局長（横岡聖一君）不許可の通知書を出すこととなります。

議長（杉山秀明君）14番。

農業委員（竹浦寿広君）わかりました。

議長（杉山秀明君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件の申請番号81番については、農地法第3条第2項第1号の農地の全てを、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合に該当することから許可しないものとし、その他は許可するものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第47号は、申請番号81番を除いて許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）20ページをお願いいたします。議案第48号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人となり、農地法第3条第1項に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものいたします。内容は21ページです。今回の願出人は、2件の公売に対しそれぞれ1人ずつの計2人です。申請番号1番の土地は、令和3年12月の第9回総会の報告第37号で農地と報告済みのものです。入札日は令和4年1月31日、売却決定日は2月14日です。申請番号2番の土地は、令和2年8月の第6回総会の報告第25号で農地と報告済みのものです。入札日は令和4年1月31日、売却決定日は2月14日です。お手元の、農地法第3条調査書に記載のとおり、2件とも許可要件の全てを満たしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第48号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）22ページをお願いいたします。議案第49号、贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営について）。別紙の農地等の受贈者について、租税特別措置法第70条の4第1項の

規定並びに地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることを証明することの承認を求める件です。内容は23ページです。今回は贈与税のみが1人、不動産取得税のみ4人の合計5人です。農地の生前一括贈与を受けた方の税の徴収猶予について、3年ごとに税務署等が対象者に対し、手続きの通知をいたします。手続きにあたっては、過去3年間、農業経営が継続していることの証明が必要なことから、依頼があった場合は証明書を交付いたします。対象となる特例農地につきましては、農地台帳により確認いたしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第49号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）24ページをお願いいたします。議案第50号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は25ページです。今回は、合計4件6筆21,352平方メートルです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、三本木地区 山端 敏行 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（山端敏行君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号24番は令和3年12月8日午前10時、申請番号25番は令和3年12月22日午後1時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。どちらも、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので調整調書を作成し、農業委

員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）山端敏行推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、深持地区 沢目 勝弘 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（沢目勝弘君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号26番は、令和3年12月8日午前11時農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）沢目推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（松田賢志君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。申請番号27番は、令和3年12月8日午前9時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）松田推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）ここで事務局から補足説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）ただいま、各委員の皆様からご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請するための各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断いたしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第50号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）26ページをお願いいたします。議案第51号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定は、27ページから29ページです。合計6件21筆50,421平方メートルです。6件とも新規の権利設定です。出し手から機構及び機構から受け手の利用権の設定期間は、67番と72番がそれぞれ5年、その他が10年です。次に、使用貸借による権利設定は、30ページから31ページです。合計は、3件9筆18,896平方メートルです。全て新規の権利設定です。利用権の設定期間は、80番と82番が5年、81番が10年です。なお81番の3筆につきましては、先月第9回の総会で農用地利用集積計画の決定について意見照会がありました、奥瀬赤石地区の経営体育成基盤整備事業の実施に伴う権利設定の一部です。本件については、地域集積協力金の対象となります。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第51号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説

明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 32ページをお願いいたします。議案第52号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は33ページです。合計1件1筆979平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。転用事由は、貸家を4棟建築するものです。場所は、十和田工業高校から北東に約800メートルの地点です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外となります。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。17番 力石 堅太郎 委員お願いいたします。

報告委員（力石堅太郎君） 農地法第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第4条の農地転用申請は、1件です。令和4年1月7日午前9時、調査員3名による現地調査を行いました。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。また同日午後2時市役所別館4階会議室1において、農地法第4条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査では、特に問題はありませんでした。以上、現地確認及び聴き取り調査の結果、全ての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 力石委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第52号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に、議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 34ページをお願いいたします。議案第53号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は35ページです。今回は、合計3件3筆8,333平方メートルです。農地区分の判断などについてご説明いたします。65番の転用事由は、農地を売買で取得し、9区画の宅地分譲地の造成を行うものです。場所は、若葉球技場から南に約150メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。また、都市計画法による開発行為の対象となります。66番の転用事由は、農地に地上権を設定し、事業地への進入路を整備するものです。場所は、東小学校から北西に約1.3キロメートルの地点です。農地区分は農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。67番の転用事由は、農地を売買で取得し、19棟の建売分譲を行うものです。場所は、十和田工業高校から東に約700メートルの地点です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外となります。また本件も、都市計画法による開発行為の対象となります。今回、転用許可申請のあった事業の概要は以上です。

議 長（杉山秀明君） 許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。5番 山田 利昭 委員をお願いいたします。

報告委員（山田利昭君） 農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、3件です。令和4年1月7日午前9時、調査員3名による現地調査を行いました。現地調査の結果、特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後2時市役所別館4階会議室1において、農地法第5条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査では、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取り調査の結果、全ての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君） 山田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第53号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）34ページをお願いいたします。議案第54号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は37ページです。今回の変更区分は、全て除外で、合計7件7筆7,278.50平方メートルです。1番は、みちのく国際ゴルフ倶楽部から南に約250メートルの地点です。北側は雑種地、その他三方は農地となっております。対象地は第1種農地ですが、事業内容が携帯電話無線基地局を設置するものであり、公益性が高い事業と認められるため、農地法施行規則において転用許可不要とされております。2番は、西大沼平の最終処分場から西に約700メートルの地点です。北側は宅地、その他三方は農地となっております。申出者及び事業内容は1番と同様であるため、こちらも転用許可不要となっております。3番は、深持小学校から東に約900メートルの地点です。北側と西側は水路、東側は農地、南側は宅地となっております。対象地は第1種農地であるため、転用申請が必要となります。事業内容は、農産物の洗浄、貯蔵、出荷施設を整備するものであるため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。よって、計画変更は適当と判断されます。4番は、三興電子工業株式会社の北側の地点です。北側、西側は農地、南側は宅地、東側は申出者の重機置場となっております。対象地は、第1種農地に区分され、転用申請が必要となります。事業内容は、自社の車両置場の増設を計画するものであり、既存施設の2分の1以内の拡張であるため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。よって、計画変更は適当と判断されます。5番は令和3年度第8回総会において、非農地判断した土地であるため、計画変更は妥当と判断されます。6番は現況及び登記地目が宅地であり、非農地であることから、計画変更は妥当と判断されます。7番は、十和田工業高校から北に約600メートルの地点です。北側、南側、西側は宅地、東側は農地となっております。対象地は第1種農地に区分され、転用申請が必要となります。事業内容は自社の車両置場の増設を計画するものであり、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。よって、計画変更は適当と判断されます。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第54号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）38ページをお願いいたします。議案第55号、十和田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見について。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、十和田市長から依頼があったので意見を求める件です。内容は39ページです。今回の意見照会にあたり、12月28日付で委員の皆様へ資料をお送りし、ご意見の募集をさせていただきました。その結果、いくつかご意見をいただきましたので、事務局において整理しまとめたものが、39ページの内容となります。お手元に、事前にお送りした資料の新旧対照表がございましたら、合わせてご参照ください。1点目は、1ページの前文において基本構想の意義について記述していますが、5年前に策定した改正前と内容が変わっていないことから、現在の農業情勢に合った内容にすることが望ましいという意見です。2点目は、6ページ、年間の所得目標について。設備投資やスマート農業への取り組みなど積極的、発展的な経営改善が可能な水準に引き上げるとともに、目標値の積算方法を公開し農業者と共有してほしいという意見です。3点目は、33ページの表で、営農類型ごとの作付け品目とその経営規模について指標が示されていますが、1つの経営体の中で品目が多岐にわたり、また面積も小さいため、現実的な経営モデルとして参考になる内容が望ましいという意見です。4点目は、14ページの今後の農地利用等の見通し及び将来の農地ビジョンへの取り組みにあたり、集落内で農地の集積、集約を継続的、また計画的に行うため、受け手については集落外の法人などではなく、集落内の中心的な経営体を優先して意向を確認し進めてほしいという内容です。最後5点目は、25ページの新たに農業経営に取り組もうとする青年等の育成、確保についてですが、他市町村や他県からの呼び込みや人材派遣、副業、アルバイトなど多様なきっかけづくりを取り入れてほしいという内容です。農業委員会からの意見の案は、以上の5項目となります。なお、基本構想の決定までの過程におけるこの意見の取り扱いについては、市長に一任することとなりますので、申し添えます。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。9番。

農業委員（奥山博君） 9番、奥山です。計画の見直しという事で、今後の10年間で睨んでの計画を作成するという事でございます。その中であって、概要の1番下の四角の欄に示してありますけど、農業経営体の経営目標と書いてございます。記帳にあたって、私自身気付いたことでございますが、農業を主業とするの農業者の目標、現行5,300,000から6,300,000というような形で書いてあります。その次のところに程度と書いてありますが、例えばこの程度というのは5,300,000から6,300,000の範囲の中で良いと思うので、程度というのはいらないのではないかと。細かい話ですが、それが1点。それから、現在の農業者の状況は、どの範疇に属するか。この目的を、変更後同じような形で設定しているみたいですが、農家所得の実態というのはいかにあるかということでございます。もう1点です。担い手の農地のシェア90パーセントということで、当初計が付してありましたが、その進捗率というのはいかに指定してきたか。このことをお知らせ願えればと思います。

農林畜産課係長（戸間替崇君） 農林畜産課の戸間替崇と言います。よろしくお願います。まず1点目については、目標というところの程度は不要ではないかということですが、今までの計画には程度というのが付いていませんでしたが、今回入れさせていただきました。なぜ入れたかということ、5,300,000から6,300,000の範囲に収まればいいですが、例えば5,280,000の人はどうなるの、その人は除外するのかということになり得ますので、その辺計画内容を見て合点するようであれば認定に該当するという事で、ある程度幅を持たせるということと程度という表現を入れさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思ひます。2点目の所得実態というのはい、認定農業者の所得の実態ということですか。それとも認定も取っていない方も含めた農業者全体の所得ということの質問でしたか。

農業委員（奥山博君） この内容からみると、全体でいいのではないかと思ひますが、別に認定農業者という書き方はしてないですよ。

農林畜産課係長（戸間替崇君） この所得目標というのが、認定農業者は認定基準となる所得目標を指します。

農業委員（奥山博君） もう1度お願います。

農林畜産課係長（戸間替崇君） この5,300,000から6,300,000というのが、認定農業者として認定するための目安の所得目標ということになります。

議長（杉山秀明君） 9番。

農業委員（奥山博君） もう1点。シェアについて。

農林畜産課係長（戸間替崇君）現在の進捗状況ですが、十和田市は59パーセントということですので。以上でございます。

農業委員（奥山博君）今の説明を伺いますと、県の基本方針にないものをあえて程度という形で記入したということによろしいですか。

農林畜産課主事（長谷地涼介君）農林畜産課の長谷地と申します。今回、程度という新しい文言を入れさせていただきましたが、県の基本方針の方でこちらも同様に程度と新しく付けさせてもらっていたので、市の方でも新しく付けさせていただきました。

農業委員（奥山博君）了解。

議長（杉山秀明君）その他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第55号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和3年度第10回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時58分 —————